重要事項説明書

（通所介護）

ディバシティドゥ

通所介護重要事項説明書〔令和８年８月１日現在〕

１　当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：ディバシティドゥ　　TEL　：0277-47-6824

管理者名：鈴木邦子

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２　ディバシティドゥの概要

(1)　事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ディバシティドゥ
所在地	群馬県桐生市新里町山上 513-6
介護保険指定番号	通所介護事業・介護予防通所介護　（群馬県 1070302623　号）
サービス提供地域	桐生市・みどり市　※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

（2）営業時間

日　～　土	8：45　～　16：45

（3）サービス提供時間

サービス提供時間	9：00　～　16：00

（4）休業日　年中無休

休業日	年中無休

（5）職員体制

職種	職員配置数	資格	兼務状況
管理者	１人	介護福祉士	生活相談員
生活相談員	１人以上	介護福祉士・実務経験	介護職員
看護職員	１人以上	看護師・准看護師	機能訓練指導員
機能訓練指導員	１人以上	看護師・准看護師・あん摩マッサージ指圧師	看護職員・介護職員
介護職員	４人以上	介護福祉士・初任者研修他	生活相談員

（6）定員　　２４人

３　サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

４　利用料金

（1）　指定通所介護を提供した場合

利用時間	負担割合	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
3 時間以上 4 時間未満	1 割	370 円	423 円	479 円	533 円	588 円
	2 割	740 円	846 円	958 円	1,066 円	1,176 円
	3 割	1,110 円	1,269 円	1,437 円	1,599 円	1,764 円

4 時間以上 5 時間未満	1 割	388 円	444 円	502 円	560 円	617 円
	2 割	776 円	888 円	1,004 円	1,120 円	1,234 円
	3 割	1,164 円	1,332 円	1,506 円	1,680 円	1,851 円
5 時間以上 6 時間未満	1 割	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
	2 割	1,140 円	1,346 円	1,554 円	1,760 円	1,968 円
	3 割	1,710 円	2,019 円	2,331 円	2,640 円	2,952 円
6 時間以上 7 時間未満	1 割	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
	2 割	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
	3 割	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円
7 時間以上 8 時間未満	1 割	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
	2 割	1,316 円	1,554 円	1,800 円	2,046 円	2,296 円
	3 割	1,974 円	2,331 円	2,700 円	3,069 円	3,444 円
入浴介助加算	1 割	40 円				
	2 割	80 円				
	3 割	120 円				
個別機能訓練加算	1 割	56 円				
	2 割	112 円				
	3 割	168 円				

※上表の金額は、１回あたりの利用者負担額（円）です。
※事業所規模区分は通常規模型、地域区分別１単位の単価は 10 円（その他の地域）で算定しています。
※各金額は１円未満を切り捨てて表示しています。
※介護報酬の改定等により、上記の金額が変更となる場合があります。
○上記のほか、当事業所では次の加算を算定しています。加算についても、負担割合に応じた額をご負担いただきます。
・介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）　所定単位数の 11.8%
同一建物に居住の方が利用する場合は、上記の単位数から 94 単位が減算されます。
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食材料費用		１食あたり　600 円
レクリエーション材料費		実費
オムツ		１枚あたり　150 円
その他日常生活費		利用者の希望により購入する身の回り品：実費 （歯ブラシ、化粧品等個人の日用品等） 利用者の希望による教養娯楽費用実費 （行事やクラブ活動による材料費等）

サービス提供記録の複写物の交付		１枚あたり　10 円

（2）交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。通常の事業の実施区域を越えた地点から１ｋｍにつき 100 円。

（3）キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：ディバシティドゥ　　TEL：0277-47-6824)

①　ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②　ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当日の食材料費等の実費相当額（600 円）

（4）料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、27 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

5　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

・ お客様が介護保険施設に入所した場合
・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
　※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
・ お客様が亡くなられた場合

④　その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切

に対応します。

・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

（3）送迎について

① 原則として、玄関の中までのお迎え、お送りをいたします。
身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人、ご家族様と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。

② 送迎時間につきましては、交通事情等で、到着が前後する場合がございますことをご了解ください。

③ 利用者様の体調不良等を除き、準備等ができていない場合、他の利用者様にご迷惑をかけてしまいますので長時間待機することはできません。ご本人、ご家族のご協力をお願いいたします。

乗車中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いしております。

6 事故発生時の対応

① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 行った処置については記録いたします。

③ 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準	異常を感じたら迷わず主治医へ連絡し、指示を仰ぎます。	

8 苦情の受付について

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口（担当者） 鈴木邦子

〇受付日 年中無休

〇受付時間 8：45～16：45

（2） 行政機関その他苦情受付機関

有限会社ヴィベル施設事業部	所在地 群馬県太田市高林南町697番地3 電話番号 0276-30-5251
桐生市保健福祉部長寿介護課	所在地 群馬県桐生市織姫町1番1号 電話番号 0277-44-8215

群馬県国民健康保険団体連合会	所在地　　群馬県前橋市元総社町 335-8 電話番号　027-290-1363

※利用者様のご住所の、苦情受付窓口につきましては、上記ヴィベル施設事業部でご案内させていただきます。

９　高齢者虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所では、高齢者虐待の防止のため、次の措置を講じています。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底しています。

（2）虐待の防止のための指針を整備しています。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上および新規採用時）に実施しています。

（4）上記（1）～（3）を実施するための担当者を置いています。

〇虐待防止担当者　　管理者　鈴木邦子

（5）虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

１０　身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項

当事業所では、サービスの提供にあたって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、あらかじめご本人・ご家族に説明し同意を得ます。

また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対する研修を定期的に実施しています。

１１　感染症および食中毒の予防・まん延防止ならびに業務継続計画（ＢＣＰ）に関する事項

（1）感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針を整備するとともに、従業者に対する研修および訓練を定期的に実施しています。

（2）感染症や非常災害の発生時においても必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、従業者への周知、研修および訓練を定期的に実施しています。

（3）非常災害に備え、消防計画および非常災害対策計画を策定し、定期的に避難・救出訓練を行っています。

１２　ハラスメントの防止のための措置および損害賠償保険の加入状況

（1）当事業所では、職場におけるハラスメントの防止のための方針を明確化し、相談体制を整備しています。

（2）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に備え、次の損害賠償保険に加入しています。

〇損害賠償保険　　三井住友海上火災保険　賠償責任保険（補償限度額：１事故につき１億円）

１３　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

【 会社の概要 】

社名　　有限会社ヴィベル
資本金　　参百萬円
社員数　　300 名（契約社員含む）
設立　　平成 16 年 12 月
所在地　　群馬県太田市高林南町 697 番地 3
代表者　　代表取締役　　鈴木啓子

【 事業内容 】
訪問介護事業／居宅介護支援事業／通所介護事業／第 1 号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）／福祉用具貸与及び販売事業
地方公共団体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託

【 関連法人 】

１４　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、利用者様に説明を行い、利用者様の確認及び同意を得て、交付しました。

事業者	所　在　地	群馬県太田市高林南町 697 番地 3
	法　人　名	有限会社ヴィベル
	代 表 者 名	代表取締役　鈴木啓子
	事 業 所 名	ディバシティドゥ
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から受け、同意及び確認をし、交付を受けました。

利用者	住　所			
	氏　名			
代筆者	氏　名		続柄	
代筆理由				

ご家族又は代理人	住　所			
	氏　名		続柄	